

議案第73号

勝山市介護保険条例の一部改正について

勝山市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年2月24日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

第7次介護保険事業期間の終了に伴い、次期介護保険料率を見直すため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市介護保険条例の一部を改正する条例

勝山市介護保険条例(平成12年勝山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>平成30年度</u>から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,800円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>49,500円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53,100円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>63,700円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>84,900円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,800円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>48,700円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>52,200円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>62,600円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>69,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>83,500円</u></p>

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする

_____。以下この項において同じ。)

が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 **92,000円**

ア 合計所得金額が120万円以上**200万円**未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 **106,200円**

ア 合計所得金額が**200万円**以上**300万円**未満である者であり、

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、**第35条の3第1項**又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、**当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする**。以下_____同じ。)

が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 **90,400円**

ア 合計所得金額が120万円以上**210万円**未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 **104,400円**

ア 合計所得金額が**210万円**以上**320万円**未満である者であり、

かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 **120,300円**

ア 合計所得金額が**300万円**以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 **123,900円**

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る**令和2年度**における保険料率は、同号の規定にかかわらず、**21,300円**とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る**令和2年度**における保険料率について準用する。この場合において、前項中**26,600円**とあるのは、**35,400円**と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る**令和2年度**における保険料率について準用する。この場合において、第2項中**26,600円**とあるの

かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 **118,300円**

ア 合計所得金額が**320万円**以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 **121,800円**

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る**令和3年度から令和5年度まで**における保険料率は、同号の規定にかかわらず、**20,900円**とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る**令和3年度から令和5年度まで**における保険料率について準用する。この場合において、前項中**20,900円**とあるのは、**34,800円**と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る**令和3年度から令和5年度まで**における保険料率について準用する。この場合において、第2項中**20,900円**とあ

は、**49,600円**と読み替えるものとする。

附 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免申請書の提出期限の特例)

第8条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症

及びそのまん延防止のための措置の影響により第10条第1項第2号、第3号又は第5号に掲げる事由に該当する者であって市長が必要と認めるものが、保険料(令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払いの日)が定められているもの(市長が別に定める保険料を除く。)に限る。)の減免を受けようとする場合における第11条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。

(新設)

るのは、**48,800円**と読み替えるものとする。

附 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免申請書の提出期限の特例)

第8条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)及びそのまん延防止のため

の措置の影響により第10条第1項第2号、第3号又は第5号に掲げる事由に該当する者であって市長が必要と認めるものが、保険料(令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払いの日)が定められているもの(市長が別に定める保険料を除く。)に限る。)の減免を受けようとする場合における第11条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号に係る部分に限る。)

の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の勝山市介護保険条例(平成12年勝山市条例第29号。以下「新条例」という。)第5条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。